

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成21年5月29日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 「厚生年金基金等の財政運営についての弾力化措置（案）」
について（意見募集） ◆

平成21年5月29日付で「厚生年金基金等の財政運営についての弾力化措置（案）」が公表され、この案に対して、厚生労働省が広く国民の意見や情報（パブリックコメント）の提出を受け付けることとなりました。

（厚生労働省のウェブサイト『パブリックコメント』に掲載されております。）

意見等の提出は平成21年6月30日までとなっており、意見締切後、意見等を検討し、通知が公布される予定となっております。

【目的】

厚生年金基金等の平成20年度決算における運用結果の悪化を踏まえ、財政運営の弾力化措置等を講じるもの。

【弾力化措置（案）】

1. 掛金対応の猶予（厚生年金基金・確定給付企業年金）
2. 継続基準抵触時の掛金引上げ（厚生年金基金・確定給付企業年金）
3. 最低責任準備金の算定に用いる利率の見直し（厚生年金基金）

概要は、別紙のとおり。



「厚生年金基金等の財政運営についての弾力化措置（案）」について
（概要）

1. 掛金対応の猶予

（1）内容

次の①、②に該当する厚生年金基金（以下、「厚年基金」という。）及び確定給付企業年金（以下、「DB」という。）は、財政運営基準に基づく通常の掛金変更を行うことが困難な場合には、所定の手続きをとることにより、掛金引上げの規約変更を最長平成24年3月31日まで猶予することができる。

ただし、厚年基金の免除保険料率変更に伴う規約変更は対象外。また、引上げる必要のある掛金の一部のみ猶予することも可能。

- ① 平成20年度決算に基づく財政検証の結果、掛金の引上げが必要となる場合
- ② 定例の財政再計算、合併、分割、加入員数の大幅変動等の事由に基づく財政計算の結果、掛金の引上げ*が必要となる場合

*平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に適用するもの

（2）掛金引き上げ猶予に必要な手続き

①厚年基金

- ・ 長期運営計画*を、平成22年3月31日までに地方厚生局に報告すること。
 - * 長期運営計画は、基金の財政状況等を分析し、今後の事業運営や構造改革の方針等を真摯に検討して、それらを盛り込んだものとして厚年基金が策定すること。
- ・ 財政検証に基づき実施した財政計算の報告書を長期運営計画に添付すること。

②DB

- ・ 昨今の経済情勢の悪化に伴い、実施事業所の経営状況が悪化したことにより、事業主が掛金を拠出することが困難であり、掛金引き上げを遅らせる旨を平成22年3月31日までに地方厚生局に報告すること。
- ・ 財政検証に基づき実施した財政計算の報告書のコピーを添付すること。

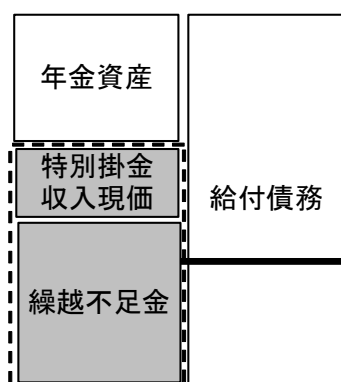


2. 継続基準抵触時の掛金引上げ（下方回廊方式）

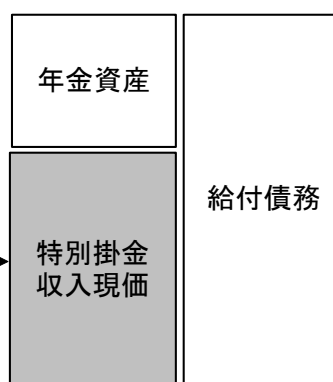
厚年基金及びDBが継続基準に抵触して財政計算を行う場合には、不足金を全て解消することとなっているが、解消すべき不足金は許容繰越不足金を上回る部分のみとすることができる。

- ① 平成21年3月31日から平成24年3月31日までを事業年度末とする決算に基づく財政検証の結果、財政計算を行う場合の時限措置
- ② 厚年基金の財政再計算及びDBにおけるDB法第58条第1項に規定される財政再計算（定例の財政再計算）時には、不足金の全額解消が必要

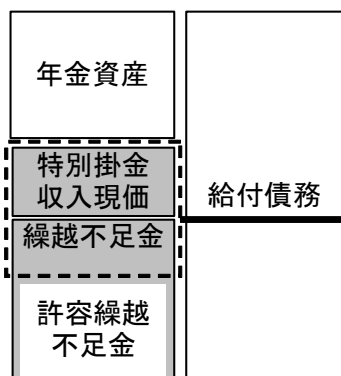
[現行の取扱い]



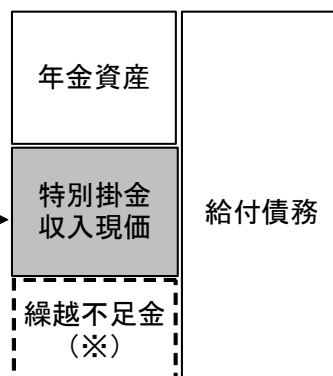
財政計算後のBSイメージ



[今回の弾力化措置]



財政計算後のBSイメージ



※繰越不足金
=許容繰越不足金
相当額

(注)DBでは、上図における「給付債務」を「数理債務」と読み替えてください。

3. 厚年基金の最低責任準備金の算定に用いる利率の見直し（期ズレの解消）

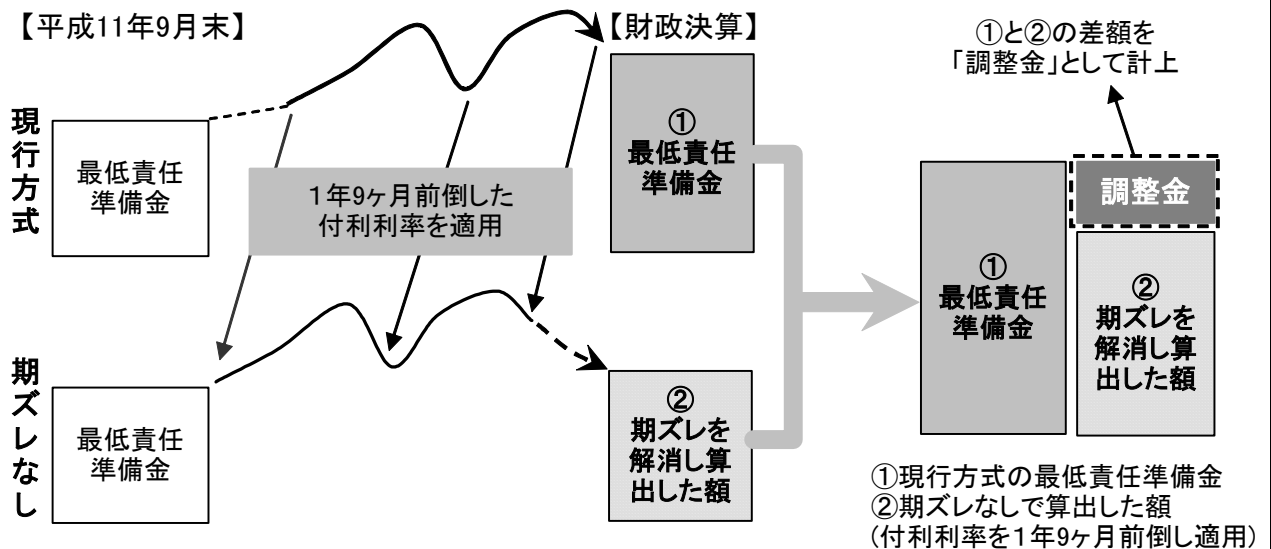
- ・ 継続基準において、次の①、②の金額の差額を調整金額として決算上に計上し、掛金計算においては現行基準の最低責任準備金と調整金額を用いることとする。
- ・ 現行の最低責任準備金の定義及び非継続基準における取扱いは変更しない。
- ・ 全基金一律、かつ運用環境の良し悪しに関わらず一律に適用する。
- ・ 調整金額の計上は平成21年度決算からとするが、平成20年度財政検証に基づく財政計算は上記の取扱いとする。

- ① 現行の計算方法における当該年度末決算時点の最低責任準備金
- ② 平成11年10月から当該年度末までの最低責任準備金の付利利率について、現行の適用期間を1年9ヶ月前倒して算出した額

上記の②の額を計算するために用いる当該事業年度分の付利利率は、当該事業年度末の翌事業年度8月上旬に公表される厚年本体の決算報告書における時価ベースの実績利回りをを用いることとする。

⇒財政決算結果の確定が従来より遅れるため、代議員会の日程等にも注意

[調整金のイメージ]



以上